

令和2年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金

里山林の整備と利用に対する助成（林野庁事業）



交付金の特徴

①対象となる活動は、面的な森林整備

森林整備とは、森林を育成するために行う植林、下刈り、木竹の除間伐等です。

②対象となる場所は、里山林（林業経営が成立しづらい森林）

雑木林や竹林はもちろん人工林も対象になります。

③交付の期間は、原則として3年間

一度採択を受けたら原則3年間にわたって交付金が継続されます。（申請は年度毎に必要）

④全額を活動に要する人件費（日当）として使える

活動に要する消耗品費（ヘルメット、ノコギリ、防護具等）、資機材費（チェーンソーや刈払機等）、傷害保険の保険料等も対象になります。

活動メニュー（注）交付単価は年額。交付金額の上限は1組織当たり年500万円。

メインメニュー（必須。いずれか1つ以上を必ず実施。）

| 地域環境保全タイプ （里山林保全） | 地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備） | 森林資源利用タイプ |
|---|---|---|
|  <p>雑草木の刈払い、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、植栽、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置等 (120,000円/年・ha)</p> |  <p>竹の伐採・搬出・処理・利用等。タケノコや竹材の収穫、竹炭や竹チップへの加工も対象。「侵入竹の除去」とは雑木林や人工林等に侵入した竹を取り除く活動 (285,000円/年・ha)</p> |  <p>用材、薪、炭、きのご原木、木質チップ等とするための樹木の伐採・搬出、特用林産物の植付・採集等。薪、きのご原木、炭、木質チップへの加工も対象 (120,000円/年・ha)</p> |

サイドメニュー（必要に応じて選択）

| 活動推進費 | 森林機能強化タイプ | 資機材・施設 |
|--|--|--|
|  <p>林況調査や詳細な作業計画の立案、研修等 (初年度のみ112,500円)</p> |  <p>歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等 (800円/年・m)</p> |  <p>森林整備に必要な資機材・施設の整備。チェーンソー、刈払機、チップパー、電気柵等の購入額の1/2以内を支援。ただし、林内作業車、薪割機、薪ストーブ及び炭焼き小屋の補助率は1/3以内</p> |

活用例 地域の課題・困りごとの解決に役立ちます。

| 地域の課題・困りごと | 交付金の活用例 |
|---|--|
| 森林がササや灌木の藪に覆われ、地域の景観が悪化し、ゴミの不法投棄も心配だ。藪にイノシシが棲みつき、農地や住宅等への獣害の温床となっている。 | ササや灌木を刈払って景観を改善し、見通しのよい明るい森林を取り戻す。森林の藪を刈払ってイノシシが棲みつかないようにする。 |
| 長年にわたり間伐や枝打ち等の管理がなされていないので、倒木や枯損木が多く、台風や大雨のたびに倒木、落枝、土砂流出、鉄砲水等の被害が心配だ。 | 間伐や枝打ちを行い、倒木や落枝の発生を防ぎ、地面の草を発達させて土砂流出の防止を図る。倒木や枯損木を処理し、鉄砲水の防止を図る。 |
| 雑木林が藪に覆われて林床植物や昆虫が乏しくなり、生物多様性が喪失している。 | 藪に覆われた雑木林で刈払いや落ち葉かきを行い、明るく林床植物が豊かな雑木林に再生させる。 |
| 竹林が枯れた竹で覆われて地域の景観が悪化し、ゴミの不法投棄、山火事、土砂崩れも心配だ。隣の農地や宅地にも竹が侵入して困る。森林に竹が侵入し、そこに生育する樹木が枯死してしまった。 | 倒れた竹や枯れた竹を片付けて、タケノコを利用できる美しく健康な竹林を取り戻し、隣地への竹の侵入を防止する。森林に侵入した竹を除去して樹木を救出する。 |

申請書類の作成のコツ 事前に相談に応じるなど、事務局が支援します。

ステップ1

整備する森林の位置と範囲を地図に書き記す（手書き可）。

ステップ2

土地の所有者の氏名と住所を把握し、できれば協定書の締結について内諾を得る。

ステップ3

森林の現況を把握し（写真も多めに撮影）、3年後の目標とする森林の姿を考える。

ステップ4

ステップ1から3の情報を添えて事務局へ相談し、事務局と一緒に書類の精度を高める。

報告の事務もコツをつかめば簡単 毎年2月末日までに報告して下さい。

ポイント1 毎回、作業前・中・後の写真と集合写真を撮影する（作業前と後の写真は森林の状態変化が比較できるように、集合写真は参加人数を確認できるように撮影）。

ポイント2 交付金は原則として活動参加者の日当として支払う。支払方法は様々ですが、最も簡単な方法は、活動日ごとの出席者が分かる「出席表」を領収書とし、年度末にまとめて日当を払う。

申請できる組織は？

東京都、埼玉県及び神奈川県内の里山林を保全・利用する活動組織。里山林整備に参加する地域住民や森林所有者など3名以上で構成されること。NPO法人等が単独で実施することも可能です。

申請の締切日

活動開始月の前々月の末日（必着）（注）予算が無くなり次第、募集を終了します。

【参考】申請日によって活動に着手できる日が異なります。

| | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 申請の締切日 | 7月31日 | 8月31日 | 9月30日 | 10月31日 | 11月30日 |
| 活動着手可能日 | 9月1日 | 10月1日 | 11月1日 | 12月1日 | 1月1日 |



詳細は・・・

当機構のホームページから募集要領と申請書様式等をダウンロードしてご覧下さい。

→<http://www.kouryu.or.jp/service/satoyama.html>

お問合せ先 ご相談は随時受付

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45番地
神田金子ビル5階

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構
森林・山村多面的機能発揮対策事務局

TEL: 03-4335-1985（土日祝休日を除く平日9:30~12:15、13:00~17:45）

FAX: 03-5256-5211 E-Mail: satoyama@kouryu.or.jp